

(公 印 省 略)
医第101-108号
令和2年3月15日

各病院長 様

群馬県健康福祉部医務課長 中島 高志

医療機関における新型コロナウイルス感染症の拡大防止について

平素より、本県医療行政の推進に格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

医療機関における新型コロナウイルス感染症対策については、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への院内感染対策の徹底について」（令和2年3月10日付け医第101-103号）により、対策の徹底をお願いしているところです。

今般、群馬県内において医療従事者の新型コロナウイルス感染事例が発生したことを踏まえ、各医療機関におかれましては、改めて感染の拡大防止のため、下記のとおり職員の健康状態に十分な留意を行っていただきますようお願いいたします。

記

- ・職員（医療従事者だけでなく、事務職等、当該医療機関のすべての職員やボランティア等を含む）は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。
- ・過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとすること。
- ・上記のような状況が解消した場合も、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。
- ・管理者は、該当する職員について確実な把握を行うよう努めること。

（参考）

- 「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月25日付け厚生労働省医政局総務課・医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）

事務担当：医療指導係
TEL：027-226-2532
FAX：027-223-0531

(公 印 省 略)
医第101-108号
令和2年3月15日

各診療所 管理者 様

群馬県健康福祉部医務課長 中島 高志

医療機関における新型コロナウイルス感染症の拡大防止について

平素より、本県医療行政の推進に格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

医療機関における新型コロナウイルス感染症対策については、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への院内感染対策の徹底について」（令和2年3月10日付け医第101-103号）により、対策の徹底をお願いしているところです。

今般、群馬県内において医療従事者の新型コロナウイルス感染事例が発生したことを踏まえ、各医療機関におかれましては、改めて感染の拡大防止のため、下記のとおり職員の健康状態に十分な留意を行っていただきますようお願いいたします。

記

- ・職員（医療従事者だけでなく、事務職等、当該医療機関のすべての職員やボランティア等を含む）は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。
- ・過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとすること。
- ・上記のような状況が解消した場合も、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。
- ・管理者は、該当する職員について確実な把握を行うよう努めること。

（参考）

- 「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月25日付け厚生労働省医政局総務課・医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）

事務担当：医療指導係
TEL：027-226-2532
FAX：027-223-0531